

都市再生研究助成事業実施要領

平成 19 年 11 月 20 日

要領 第 8 号

改正 平成 21 年 8 月 3 日

改正 平成 25 年 10 月 8 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 令和 元年 7 月 1 日

改正 令和 3 年 7 月 1 日

改正 令和 7 年 1 月 23 日

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 一般財団法人民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）が行う都市再生研究助成事業の実施については、この要領によるものとする。

(助成の対象等)

第 2 条 都市再生研究助成事業の対象は、国内の大学若しくは大学院又はそれらの附属機関、高等専門学校その他のまちづくり等について調査研究を行っている組織・団体が行う次の各号に掲げる条件を満たす都市研究とする。

一 研究内容が、都市の再生に関するものであること。

二 助成対象研究者が、機構が定める条件を満たすものであること。

2 助成額は、研究に要する費用の総額の範囲内で、1 年度当たり 100 万円、2 ヶ年で 200 万円を限度とする。

第 2 章 助成の手続

(助成の申請)

第 3 条 研究助成を受けようとする者は、都市再生研究助成申請書（様式第 1 号）、研究計画書（様式第 2 号）及び資金計画書（様式第 3 号）を機構に提出するものとする。

(助成対象研究の選定)

第 4 条 機構は、申請者から前条に定める申請を受理したときは、これを機構の都市研究センター（以下「都市研究センター」という。）に設置する都市再生研究選定委員会（以

下「選定委員会」という。)へ付議し、選定委員会の議を経て、助成の対象とする研究の選定を行う。

(選定等の通知)

第5条 機構は、前条に基づき助成の対象として選定した研究の実施者(以下「助成対象研究者」という。)に対しては都市再生研究助成選定通知書(様式第4号)、助成の対象として選定しなかった研究の申請者に対しては都市再生研究助成不採択通知書(様式第5号)により通知する。

(助成金の交付)

第6条 助成金の交付は、次の手順により行う。

- 一 助成対象研究者は、都市再生研究助成金交付申請書(様式第6号)その他の機構が指定した書類等を提出するものとする。
- 二 機構は、前号の申請を受理したときは、内容を審査の上、都市再生研究助成金額(以下「助成金額」という。)を決定し、都市再生研究助成金交付決定通知書(様式第7号)により助成対象研究者の所属する組織・団体の代表者に通知する。
- 三 機構は、助成対象研究者の所属する組織・団体との間で、研究助成に関する契約を締結する。
- 四 機構は、助成対象研究者の指定する口座に都市再生研究助成金(以下「助成金」という。)を振り込むものとする。

第3章 資金拠出の条件等

(会計上の整理)

第7条 受領者は、助成金に係る収支簿を備え、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 助成対象研究者は、助成金を目的外に使用してはならない。

(届出の義務)

第9条 助成対象研究者は、助成金の残額がある間、次の各号の一に掲げる場合には、速やかに機構にその旨を届け出なければならない。

- 一 研究計画の内容及び研究従事者について、計画を変更しようとする場合(軽微なものを除く)
- 二 資金計画について重大な変更を行おうとする場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、助成対象研究に関する重要な事項に変更があった場合

(研究成果の公表等)

第 10 条 助成対象研究者は、次の各号に掲げるところにより、研究成果について報告及び公表を行わなければならない。

- 一 助成初年度の年度末に、都市研究センターにおいて、研究の進捗状況について中間報告を行うこと。
- 二 助成第 2 年度の年度末に、都市研究センターにおいて、研究の成果について報告を行うこと。
- 三 研究の成果について、都市研究センター機関誌の「Urban Study」で公表すること。
ただし、専門学会での公表等を行う場合には、公表の時期、内容等について機構と協議して定めるものとする。

(報告書等の提出等)

第 11 条 助成対象研究者は、毎事業年度終了後、都市再生研究助成金利用状況報告書（様式第 8 号を原則として使用。）等を作成し、機構へ提出するものとする。

- 2 助成対象研究者は、機構から助成金の利用状況を記載した報告書その他の書類の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。
- 3 機構は、前 2 項の規定による報告書等に基づき、助成対象研究の全部又は一部が第 2 条に規定する都市研究に適合していないと認めるときは、当該研究の全部又は一部に機構から助成された資金を充当しないよう指示するものとし、助成対象研究者はその指示に従わなければならない。

(提出書類の取扱い)

第 12 条 機構は、助成対象研究者等から提出された書類については、返却しないものとする。

附 則 この要領は、平成 19 年 11 月 20 日から適用する。

附 則 この要領は、平成 21 年 8 月 3 日から適用する。

附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この要領は、令和 元年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この要領は、令和 7 年 1 月 23 日から適用する。